




平成28年度



鶴ヶ島市財務書類
(統一的な基準)

目次

1. 鶴ヶ島市の財務書類の公表について

(1) 地方公会計制度の概要	1
(2) 鶴ヶ島市の取組	2
(3) 統一的な基準の特徴	2
(4) 作成基準日	3
(5) 作成対象とする範囲	3
(6) 一般会計等財務書類の構成	4

2. 鶴ヶ島市の財務書類について

(1) 貸借対照表	5
(2) 行政コスト計算書	10
(3) 純資産変動計算書	13
(4) 資金収支計算書	16

※財務書類及び指標一覧は別紙参照

1. 鶴ヶ島市の財務書類の公表について

(1) 地方公会計制度の概要

国・地方公共団体の公会計制度は、現金収支に着目し、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、確実性・客観性・透明性に優れた単式簿記による現金主義会計を採用しています。一方で、財政の透明性を高め、説明責任をより適切に図る観点から、単式簿記による現金主義会計では把握できない情報（ストック情報や減価償却費等）について、市民や議会等に説明する必要性が高まったことから、その補完として複式簿記による発生主義会計の導入が重要となっています。

地方公会計制度の整備については、平成12年に貸借対照表等のモデル、平成18年には基準モデル及び総務省方式改訂モデルが総務省から示され、各地方公共団体において財務書類の作成は着実に進みました。しかしながら、財務書類の作成方式が複数あり、比較可能性の確保に課題があるほか、公共施設等のマネジメントにも資する固定資産台帳の整備が十分でないといった課題もあります。

このため、総務省において、平成22年9月から「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」が開催されて議論が進められ、平成26年4月に固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が同研究会報告書において示されました。

そして、平成27年1月に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が公表され、当該基準による財務書類等を原則として平成30年3月までに、全ての地方公共団体において作成し、予算編成等に積極的に活用するよう要請されました。

(2) 鶴ヶ島市の取組

鶴ヶ島市では、平成27年度決算分までの財務書類の作成モデル及び方式に関しては、「総務省方式改訂モデル」であり、平成28年度決算分から「統一的な基準」へ変更しました。また、固定資産台帳の整備については、平成27年度から整備を開始し、「統一的な基準」に合わせた科目での作成を実施しました。

このことにより、現金の取引情報だけでなく、資産や負債の状況も把握できるようになりました。「統一的な基準による財務書類」及び「固定資産台帳」を公表することにより、市民にとっても鶴ヶ島市の財務状況を知ることができる材料の1つになるものと考えられます。

また、新たな取組として平成30年度予算執行より財務会計システムに「日々仕訳」を導入し、より役に立つ財務書類の作成を目指します。

(3) 統一的な基準の特徴

会計処理方法として複式簿記・発生主義会計を採用し、一般会計等の歳入歳出データから複式仕訳を作成することにより、現金取引（歳入・歳出）のみならず、すべてのフロー情報（期中の収益・費用及び純資産の内部構成の変動）及びストック情報（資産・負債・純資産の期末残高）を網羅的かつ誘導的に記録・表示することができます。

また、決算情報（決算分析のための情報）の作成・開示のみならず、事業や公共施設等のマネジメントの促進をも可能とする勘定科目体系を備えています。

(4) 作成基準日

作成基準日は、各会計年度の最終日である3月31日としています。

なお、地方公共団体に設けられている出納整理期間（翌年度4月1日から5月31日までの間）の収支については、基準日までに終了したものとみなして取り扱っています。

(5) 作成対象とする範囲

一般会計等：

一般会計

坂戸都市計画事業一本松土地区画整理事業特別会計

坂戸都市計画事業若葉駅西口土地区画整理事業特別会計

全体会計：

一般会計等、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、

介護保険特別会計、坂戸、鶴ヶ島水道企業団

連結会計：

全体会計、埼玉西部環境保全組合、坂戸・鶴ヶ島消防組合、

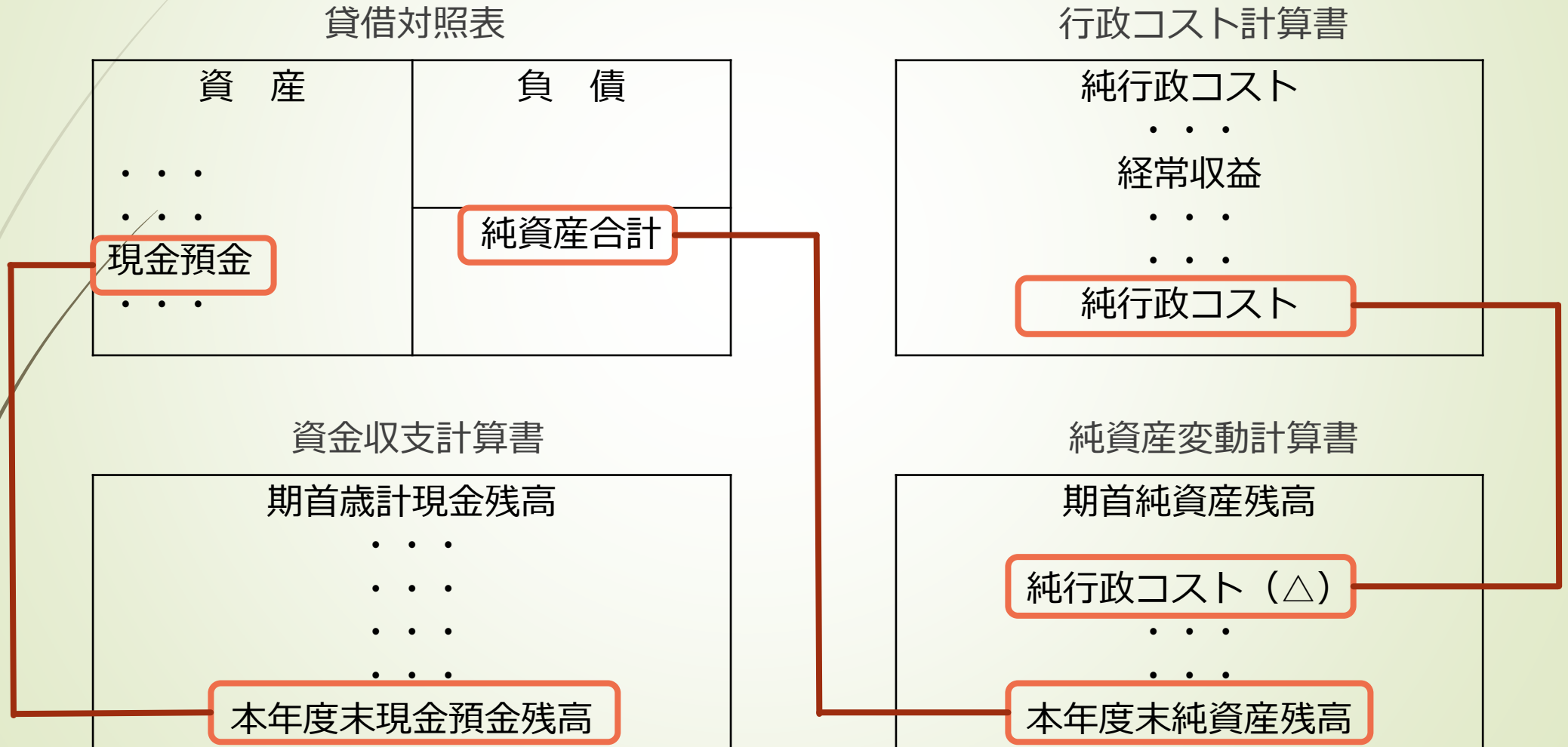
広域静苑組合、坂戸地区衛生組合、鶴ヶ島市土地開発公社、

後期高齢者医療広域連合、彩の国さいたま人づくり広域連合

※坂戸、鶴ヶ島下水道組合については、公営企業会計への移行期間であるため、連結等の対象外としています。

(6) 一般会計等財務書類の構成

財務書類は4つの表から構成されており、下記は4表の関係を示しています。



2. 鶴ヶ島市の財務書類について

(1) 貸借対照表（平成29年3月31日）

地方公共団体の決算書は、1年間で、どのような収入がいくらあり、その収入を何にいくら使ったか、という単年度の状況は把握できますが、現在、どれだけの資産や負債があるのか、というストック情報を把握することができません。

その点、この貸借対照表では、基準日現在で、どれだけの資産や負債があるのかを把握することができます。

左側の「資産」は、保有する資産の内容や額が記載してあります。

右側の「負債」及び「純資産」は、「資産」を形成するためにどのような財源措置をしてきたのかを表しています。

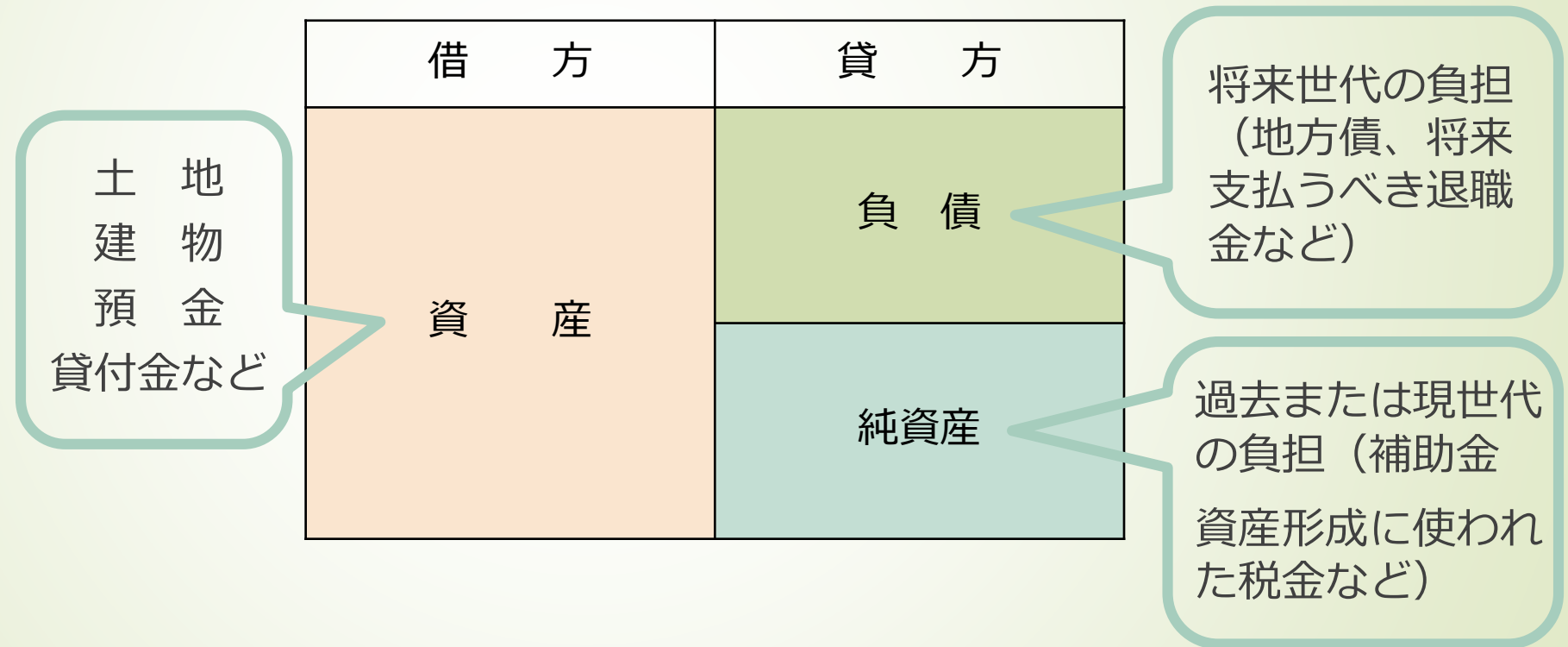
「負債」は、今後、負担すべき債務であることから将来世代に対しての負担ととらえることができ、一方で、「純資産」は、今後、財政負担する必要のない資産、言い換えれば、これまでの世代や現在の世代、または国、県が負担した分となります。

※別紙、貸借対照表参照


◇貸借対照表とは

地方公共団体が市民サービスを提供するために保有している財産（資産）と、その財産をどのような財源（負債・純資産）で賄ってきたかを表しています。

貸借対照表（バランスシート）は、下図のように「資産」「負債」「純資産」から構成されています。



◇資産合計額と負債・純資産合計額が一致し、左右がバランスしていることからバランスシートとも呼ばれます。



◇用語解説

固定資産

事業用資産・・・公共サービスに供されている資産でインフラ資産以外の資産
(例：庁舎、学校、市民センター、福祉施設など)

インフラ資産・・・社会基盤となる資産
(例：道路、橋、公園など)

物品・・・・・・・・物品、車輛、美術品

無形固定資産・・・ソフトウェア、ソフトウェア（リース）

投資及び出資金・・・有価証券、出資金


投資損失引当金・・・保有株式の実質価格が低下した場合に計上

長期延滞債権・・・滞納繰越調定収入未済分

長期貸付金・・・・・・・・地方自治法第240条第1項に規定する債権である貸付金
(流動資産に区分されるもの以外)

基金・・・・・・・・流動資産に区分される以外の基金（特定目的基金）

徴収不能引当金・・・未収金や貸付金等の金銭債権に対する将来の取立不能見込額
(長期延滞債権分)




流動資産

- 現金預金 現金や普通預金など
- 未収金 税金や使用料などの未収金
- 短期貸付金 貸付金のうち、翌年度に償還期限が到来するもの
- 基金 財政調整基金
- 棚卸資産 売却目的保有資産がある場合に計上
- その他 上記以外及び徴収不能引当金以外のもの
- 徴収不能引当金 未収金や貸付金等の金銭債権に対する将来の取立不能見込額

固定負債

- 地方債 地方債のうち償還予定が1年超えのもの
- 長期未払金 地方自治法第214条に規定する債務負担行為で確定債務とみなされるもの及びその他の確定債務のうち流動負債に区分されるものの以外
- 退職手当引当金 原則期末自己都合要支給額
- その他 上記以外の固定負債



流動負債

- 1年内償還予定地方債・・・地方債のうち償還予定が1年内のもの
- 未払金・・・・・・・・基準日時点までに支払義務発生の原因が生じており、その金額が確定し、または合理的に見積もることができるもの
- 未払費用・・・・・・・・一定の契約に従い、継続して役務の提供を受けている場合、基準日時点において既に提供された役務に対して未だその対価の支払を終えていないものがある場合に計上
- 前受金・・・・・・・・基準日時点において、代金の納入は受けているが、これに対する義務の履行を行っていないものがある場合に計上
- 前受収益・・・・・・・・一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、基準日時点において未だに提供していない役務に対し支払を受けたものがある場合に計上
- 賞与等引当金・・・基準日時点までの期間に対応する期末手当・勤勉手当及び福利厚生費
- 預り金・・・・・・・・基準日時点において、第三者から寄託された資産に係る見返負債
- その他・・・・・・・・上記以外の流動負債

(2) 行政コスト計算書（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

行政コスト計算書は、民間企業の損益計算書にあたるもので、行政運営にかかったコストのうち、例えば人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない行政サービスに要したコスト表したものです。また、実際に現金の支出を伴うサービスのほかに、減価償却費や退職手当引当金などの現金支出を伴わないコストを含んで表しています。

さらに、その行政サービスの提供に対する直接の対価である使用料や手数料といった受益者負担がどの程度あったかを把握することができます。

経常費用と経常収益の差額である純経常行政コストは、受益者負担以外の市税や地方交付税、国庫支出金、県支出金などで賄わなければならないコストを表すこととなります。

こうしたコスト情報を把握することは、市の内部的には行政活動の効率性につながり、また、単年度の資産形成費用の多寡にのみ着目せず、最終的なコスト意識を醸成することにもつながるものと考えられます。

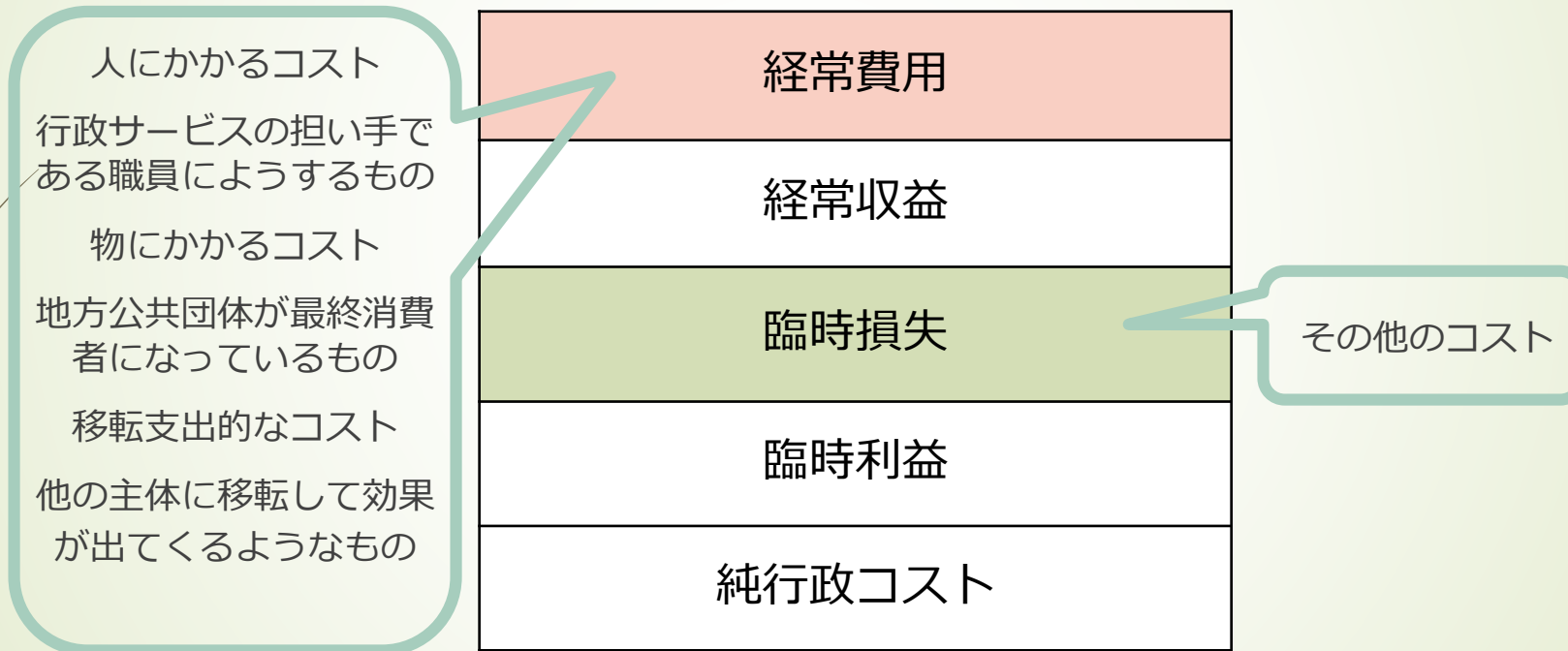
さらにこれらのコストに対し、使用料等の市民負担がどうであったかを明らかにすることもできます。

※別紙、行政コスト計算書参照

◇行政コスト計算書とは

4月1日から翌年の3月31日までの1年間の行政活動のうち、福祉活動などの資産形成に結びつかない行政サービスに要した費用と、その行政サービスの直接の対価として得た財源を対比させたものです。

行政コスト計算書は、下図のように「経常費用」「経常収益」「臨時損失」「臨時利益」「純行政コスト」から構成されています。



◇「人にかかるコスト」「物にかかるコスト」「移転支出的なコスト」「その他のコスト」といった資産形成に結びつかない1年間の行政サービスを提供するために用いられた費用を把握することができます。



◇用語解説

経常費用

業務費用

- 人件費・・・・・・・・職員給与費や賞与等引当金繰入額、退職手当引当金繰入額など
- 物件費等・・・・・・・・職員旅費、委託料、消耗品や備品購入費（50万円未満）、施設等の維持修繕に係る経費や事業用資産の減価償却費など
- その他の業務費用・支払利息、徴収不能引当金繰入額、過年度分過誤納還付など
- 移転費用・・・・・・・・市民への補助金や生活保護費などの社会保障費、特別会計への資金移動など

経常収益

- 使用料及び手数料・財・サービスの対価として使用料・手数料の形で徴収する金銭
- その他・・・・・・・・過料、預金利子など

臨時損失・・・・・・・・資産除売却損など

臨時収益・・・・・・・・資産売却益、受取配当金など

(3) 純資産変動計算書（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産が、1年間でどのような要因で増減したかを表すもので、本年度末純資産残高は貸借対照表の純資産合計と一致します。

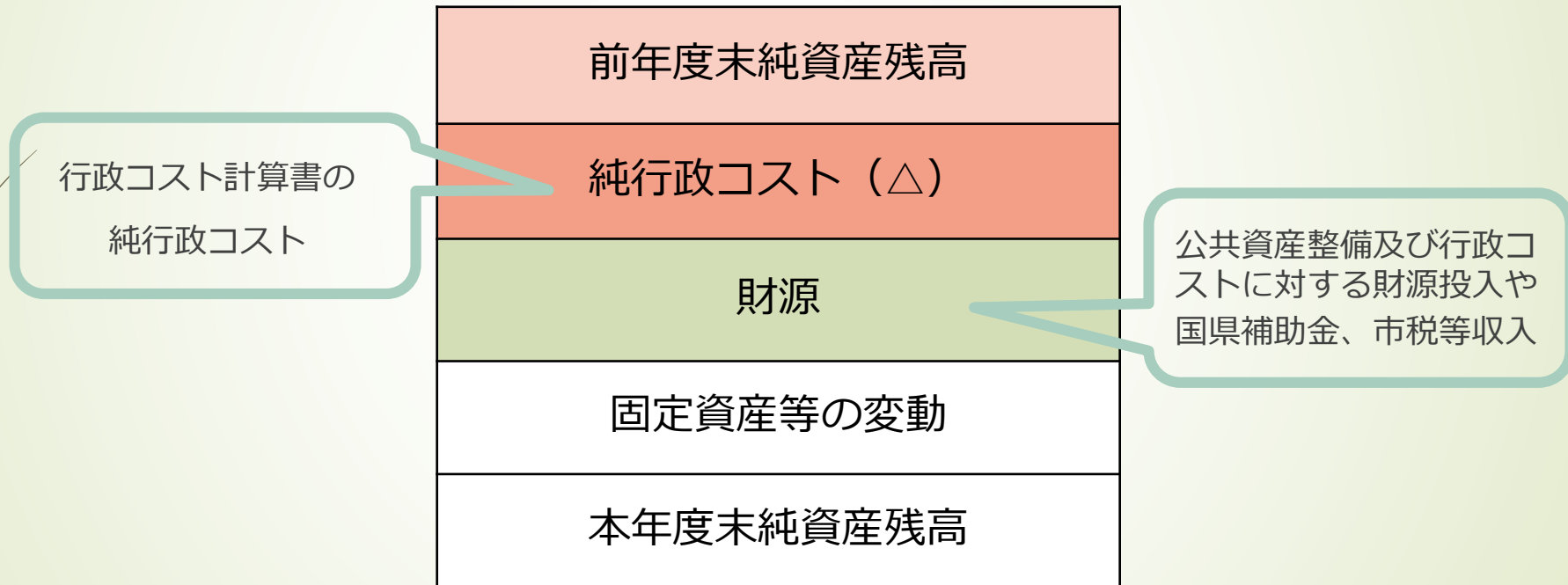
行政コスト計算書には計上されていない、市税・国県支出金等が、本表の財源の調達欄に計上されています。また、「純行政コスト」の額が、行政コスト計算書の純行政コスト（「経常費用－経常収益＋臨時損失－臨時収益」）を賄うもので、金額は一致します（純資産変動計算書上はマイナス要因となります）。

※別紙、純資産変動計算書参照

◇純資産変動計算書とは

貸借対照表の純資産の部に計上している各項目が1年間でどのように変動したのかを表しています。

純資産変動計算書は、下図のように「前年度末残高」「純行政コスト」「財源」「固定資産等の変動」「本年度末残高」から構成されています。



◇公共施設整備及び行政コストに対する財源投入や国県補助金、市税等の収入により、貸借対照表の純資産がどのように増減しているかを示しています。

◇用語解説

前年度末純資産残高・・・前年度末の純資産の額（前年度貸借対照表と一致）

純行政コスト・・・・・・・・行政活動に係る費用のうち、人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない行政サービスに係る費用（行政コスト計算書の「純経常費用」と一致）

財源

 税金等・・・・・・・・地方税、地方交付税、地方譲与税など

 国県等補助金・・・・・・・・国庫支出金及び都道府県支出金など

資産評価差額・・・・・・・・有価証券等の評価差額

無償所管換等・・・・・・・・無償で譲渡または取得した固定資産の評価額など

その他・・・・・・・・上記以外の純資産の変動（調査判明の資産）

(4) 資金収支計算書（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

資金収支計算書は、単年度の資金の収支を表し、1年間の資金の増減を、「業務活動収支」、「投資活動収支」、「財務活動収支」の3区分に分け、どのような活動に資金が必要であったかを示しています。また、本年度末現金預金残高は、貸借対照表の金融資産の資金の金額と一致します。

業務活動収支は、日常の行政サービスを行ううえでの収入と支出を表しています。また、投資活動収支は、資産形成に関する収入と支出を表し、財務活動収支は、地方債等の借入や償還に関する収入と支出を表します。

※別紙、資金収支計算書参照

◇用語解説

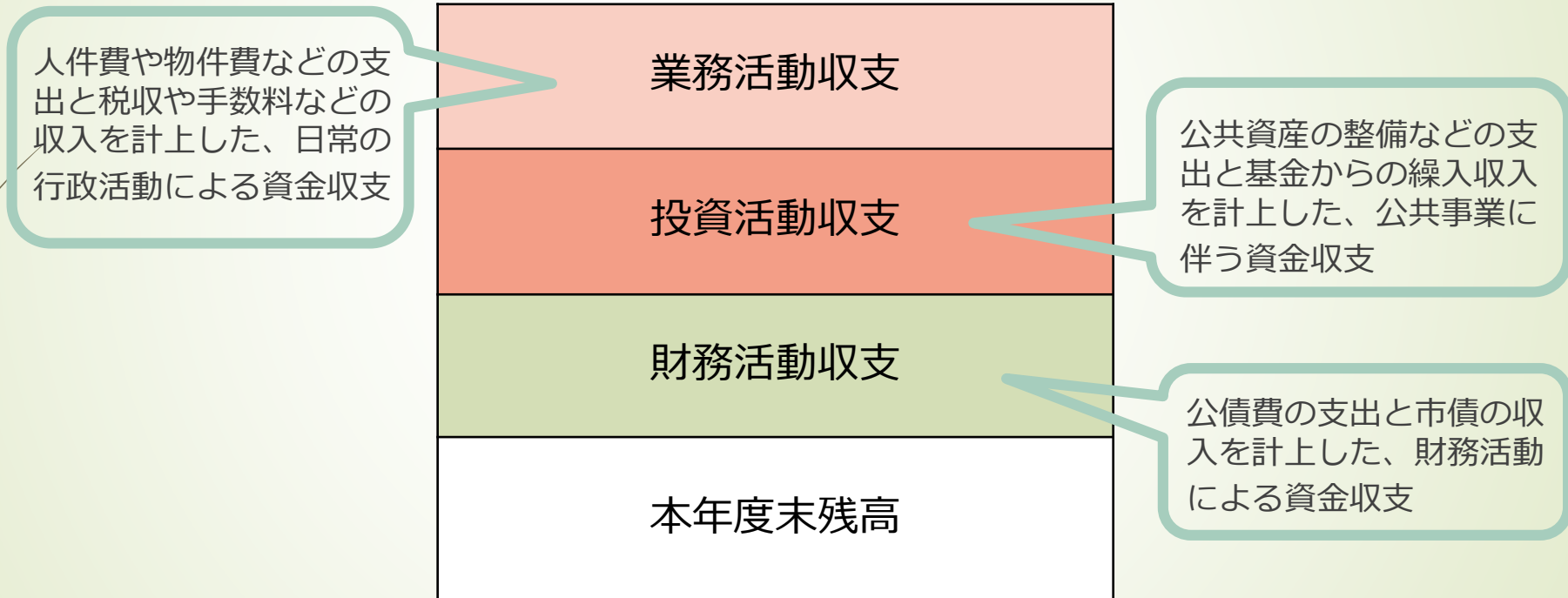
基礎的財政収支・・・地方債の元利償還額を除いた歳出と、地方債発行収入を除いた歳入のバランスを見るものです。これがプラスになっている場合は、持続可能な財政運営であるとされています。

計算式：業務活動収支 + 支払利息支出 + 投資活動収支

◇資金収支計算書とは

行政活動を歳計現金（資金）の流れから見たものであり、その流れを性質の異なる3つの区分（活動）に分けて表したものです。

資金収支計算書は、下図のように「業務活動収支」「投資活動収支」「財務活動収支」から構成されています。



◇単年度の資金の収支を表し、1年間の資金の増減を、「業務活動収支」「投資活動収支」「財務活動収支」の3区分に分け、どのような活動に資金が必要であったかを示しています。